

# 就業規則・社内規程見直しのポイント

毎年、大小合わせると、多くの法律が改正・施行されています。「会社の憲法」と呼ばれる就業規則は、労務管理において必要不可欠なものです。しかし一度作成したものを何年も放置し、「うちはきちんと就業規則を作成したから大丈夫」と安心していませんか。

形骸化された就業規則では会社の実情を反映せず、本来の意味をなさなくなってしまうます。企業と従業員の良好な関係の構築と継続のために、適切なタイミングで見直しをすることが大切です。

今回は就業規則に関する見直しの重要性をお伝えするとともに、見直しするポイントを中心に解説いただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、講師にはリモートにて解説していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【日 時】 令和4年7月12日(火) 13:30~16:30

【会 場】 とりぎん文化会館 第4会議室

鳥取市尚徳町 101-5 Tel. 0857-21-8700

【講 師】 弁護士 <sup>まし</sup>岸 <sup>せい</sup>聖太郎 <sup>ろう</sup>氏 石寄・山中総合法律事務所

〔略歴〕 2009年 慶応義塾大学法学部法律学科 卒業  
 2011年 慶応義塾大学法科大学院 修了  
 新司法試験合格  
 2012年 司法修習終了(第65期)  
 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
 2013年 石寄・山中総合法律事務所入所  
 2021年7月 ヴァイスパートナー就任

## プログラム

### 第1章 就業規則に関する基礎知識

- 1 合意による労働契約の成立(労働契約法6条)
- 2 労働契約の成立と就業規則
- 3 労働条件の変更
- 4 時代に即した就業規則作成の必要性

### 第2章 就業規則総論

- 1 就業規則の適用範囲
- 2 雇用形態別就業規則の重要性(パート有期雇用労働法8条との関係)

### 第3章 就業規則各論

- 1 試用期間
- 2 精神疾患に対応した休職事由・復職手続等
- 3 退職・解雇事由
- 4 休業中の賃金(大災害・新型コロナウイルス対応)

### 5 服務規律・懲戒事由

- 6 出向
- 7 年次有給休暇の時季指定義務
- 8 在宅勤務

### 第4章 給与規程(固定残業代)

- 1 近時の判例・裁判例の解説
- 2 固定残業代を導入する際の注意点
- 3 固定残業代の規定をどう定めるか
- 4 固定残業代の金額に対応する労働時間数の設定
- 5 固定残業代を廃止する場合の注意点

### 第5章 同一労働同一賃金に対応した非正規社員就業規則

- 1 パート有期雇用労働法8条・9条の要件
- 2 同一労働にならないための就業規則の作成

【定 員】 20名

【受講料】 1人当たり 経協会員 8,800円 (消費税含む)  
経協会員外 13,200円 (消費税含む)

【申込方法】 ○下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリにてお申込み下さい。  
○受講料は、『受講申込み受付のお知らせ(振込先金融機関を記載したもの)』をファクシミリにてお送りしますので、到着後お振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書をもって領収書とさせていただきます。(恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。)  
○セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料を頂きますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 **令和4年7月5日(火)**

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会  
〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F  
TEL. 0857-22-8424  
FAX. 0857-24-4174  
URL <http://www.torikeikyo.or.jp>

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスクの着用・検温・手指消毒にご協力ください。

(一社)鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

**7/12開催 労働法セミナー受講申込書**

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所在地

FAX

申込担当者(氏名)

(所属部署・役職名)

No.	受講者氏名	所属部署・役職名
1		
2		
3		

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。